

第100回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年6月27日(木曜日)午前10時

開催場所 TKPガーデンシティPREMIUM池袋
東京都豊島区南池袋1-16-15 ダイヤゲート池袋4階

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

〈株主総会資料の電子提供制度について〉

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参いただきますようお願い申しあげます。

今後の状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.shindengen.co.jp/ir/>) にてお知らせいたしますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告	41

株主各位

証券コード 6844
(発送日) 2024年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月30日

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

新電元工業株式会社

代表取締役社長 田中 信吉

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。また、以下に記載のとおり、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shindengen.co.jp/ir/stock/soukai/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「新電元工業」又は「コード」に当社証券コード「6844」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 興

記

① 日 時	2024年6月27日（木曜日）午前10時
② 場 所	東京都豊島区南池袋1丁目16番15号 ダイヤゲート池袋4階 TKPガーデンシティPREMIUM池袋
③ 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件</p>
④ 招集にあたっての決定事項	<p>(1) 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令および当社の定款第22条の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。 なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 連結計算書類の「連結注記表」 計算書類の「個別注記表」 <p>(2) インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。</p> <p>(3) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p>

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shindengen.co.jp/ir/>）及び東証ウェブサイトにおいてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、
本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時



インターネット等で議決権 行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分まで



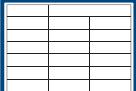
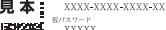
書面（郵送）で議決権を 行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に各議案の賛否を
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書	〇〇〇〇〇〇〇〇	御中
株主総会日	議決権の数	XX票
XXXX年XX月XX日		
		
基準日現在のご所有株式数 XX 株 議決権の数 XX 票		
1. _____ 2. _____ _____		
 ログイン用QRコード  見本 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX 取次コード XXXXXX		
〇〇〇〇〇〇〇		

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 ➡ 反対する候補者の番号を
ご記入ください。

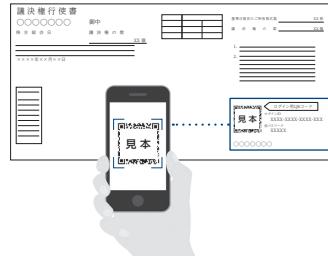
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

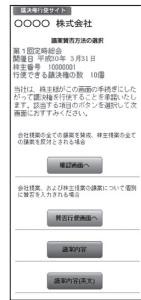
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

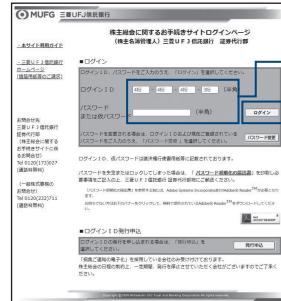


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、業界における競争力を維持・強化するための内部留保、株主資本利益率の水準、業績等を総合的に勘案して成果の配分を行っていくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金130円

総額1,340,665,560円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	性別	属性
1	たなか 信吉	代表取締役社長 販売統括	男性	再任
2	ほりぐち 健治	取締役 兼 専務執行役員 技術・品質統括 兼 磁性部品・環境管理・安全推進担当	男性	再任
3	うけがわ 修	取締役 兼 常務執行役員 財務・リスクマネジメント統括 兼 経理・内部監査担当	男性	再任
4	ささき まさひろ	取締役 兼 常務執行役員 生産・SCM統括 兼 経営企画室長 兼 人事担当	男性	再任
5	にしやま 佳宏	取締役	男性	再任 社外 独立
6	きただい やえこ	取締役	女性	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

たなかのぶよし
田中信吉

所有する当社株式数

7,208株

(1961年7月20日生)

再任



略歴、地位、担当

1985年 4月	当社入社	2017年 6月	取締役兼上席執行役員 営業本部長兼EVP室担当
1992年 9月	シンデンゲン・シンガポール・リミテッド営業部長	2018年 4月	取締役兼常務執行役員 営業本部長兼EVP室担当
2006年10月	経営企画室 企画部長	2020年 4月	取締役兼常務執行役員 販売部門統括兼CSR室長
2010年 4月	電子デバイス事業本部電子デバイス事業管理室管理部長	2022年 4月	取締役兼常務執行役員 販売統括兼エネルギー事業担当
2010年 7月	電子デバイス事業本部電子デバイス事業管理室長	2023年 4月	代表取締役社長（現） 販売統括（現）
2011年 6月	執行役員電子デバイス事業本部長		
2015年 6月	執行役員 電子デバイス事業本部長兼営業本部長		
2016年 4月	上席執行役員 電子デバイス事業本部長兼営業本部長		
2017年 4月	上席執行役員 営業本部長兼EVP室担当		

重要な兼職

該当なし

選任理由

田中信吉氏は、国内外の営業部門に従事し、また、経営企画室、電子デバイス事業本部を牽引するなど、幅広い実務経験と深い知見を有しております。また、2017年6月より取締役を務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、持続的な企業価値向上を実現するリーダーとして適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

田中信吉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

ほり ぐち けんじ
堀口 健治

所有する当社株式数

5,875株

(1959年11月16日生)

再任



略歴、地位、担当

1983年 4月	当社入社	2015年 6月	取締役兼執行役員技術・生産・品質担当
2000年 4月	機能デバイス事業本部 機能デバイス事業部デバイス設計部長	2016年 4月	取締役兼上席執行役員技術・生産・品質担当
2003年10月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部 副事業部長兼電子デバイス事業本部 機能デバイス事業部設計部長	2017年 4月	取締役兼上席執行役員 工場長兼事業構造改革・資材・ 物流・磁性部品担当
2005年 4月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部長 兼電子デバイス事業本部機能デバイス事業部 設計部長	2018年 4月	取締役兼常務執行役員 工場長兼事業構造改革・資材・ 物流・磁性部品担当
2006年 4月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部長	2019年 4月	取締役兼常務執行役員 工場長兼事業構造改革・磁性部品担当
2008年 4月	技術開発本部 I C 開発センター長	2020年 4月	取締役兼常務執行役員 工場長兼磁性部品・環境・ISO推進室担当
2009年 4月	技術開発センター副センター長	2020年11月	取締役兼常務執行役員 工場長兼磁性部品・環境安全・ ISO推進室担当
2010年 6月	執行役員(株)東根新電元代表取締役社長	2022年 4月	取締役兼常務執行役員 技術・品質統括兼磁性部品・ 環境安全・ISO推進担当
2012年 6月	執行役員(株)東根新電元代表取締役社長 兼S P I S プロジェクト担当	2023年 4月	取締役兼専務執行役員（現） 技術・品質統括兼磁性部品・ 環境管理・安全推進担当（現）
2013年 3月	執行役員(株)東根新電元代表取締役社長 兼S P I S プロジェクト長 兼S P I S プロジェクト担当		
2013年 4月	執行役員(株)東根新電元代表取締役社長		
2013年 6月	取締役兼執行役員技術・生産・ 品質・知的財産・パワーモジュール製品担当		
2014年 6月	取締役兼執行役員 技術開発センター長兼技術・生産・品質・ 知的財産・パワーモジュール製品担当		

重要な兼職

該当なし

選任理由

堀口健治氏は、主に設計部門、生産部門、品質管理部門に携わり、それぞれの分野において深い知見と多くの実績を有しております。また、2013年6月より取締役を務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

堀口健治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

う け が わ
受 川 修

所有する当社株式数

2,891株

(1961年11月11日生)

再任



略歴、地位、担当

1984年 4月 (株)第一勵業銀行入行
2001年 9月 同行シンガポール支店副支店長
2002年12月 (株)みずほコーポレート銀行国際業務管理部次長
2005年 1月 同行台北支店副支店長
2008年 4月 同行国際管理部副部長
2009年 4月 同行アジア業務管理部長
2011年 6月 (株)みずほフィナンシャルグループ監査業務部長
2013年11月 みずほ総合研究所(株)上席執行役員兼教育事業部長

2016年 4月 当社入社
執行役員
経理・財務・内部監査担当
2020年 4月 上席執行役員
経理・財務・内部監査・情報システム担当
2022年 4月 上席執行役員
経理・財務・内部監査担当
2023年 4月 常務執行役員
経理・財務・内部監査担当
2023年 6月 取締役兼常務執行役員
財務・リスクマネジメント統括
兼経理・内部監査担当（現）

重要な兼職

該当なし

選任理由

受川修氏は、金融機関における国際経験や専門的な知識を有しております。また2016年4月から当社の執行役員として、経理・財務・内部監査等の管理部門の責任者として指揮を執り、主導してまいりました。こうしたことから、当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

受川修氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

さ
さ
き
まさ
ひろ

佐々木 正博

所有する当社株式数

4,661株

(1964年2月20日生)

再任



略歴、地位、担当

1987年 4月	当社入社	2013年 6月	執行役員
2006年 4月	パワーシステム事業本部製品開発部長		新エネルギー事業本部長
2008年 4月	パワーシステム事業本部第1設計部長	2015年 6月	執行役員
2009年 2月	パワーシステム事業本部設計部長		技術開発センター長兼新エネルギー技術開発・知的財産担当
2009年10月	パワーシステム事業本部第1設計部長	2017年 4月	執行役員
2010年10月	パワーシステム事業本部パワーシステム事業部長		技術開発センター長兼品質・知的財産担当
2012年 4月	パワーシステム事業本部副本部長兼パワーシステム事業本部パワーシステム事業部長	2020年 4月	上席執行役員
2012年 6月	執行役員 パワーシステム事業本部長兼パワーシステム事業本部パワーシステム事業管理室長	2023年 4月	経営企画室長兼人事担当
		2023年 6月	常務執行役員 経営企画室長兼人事担当
			取締役兼常務執行役員（現） 生産・SCM統括 兼経営企画室長兼人事担当（現）

重要な兼職

該当なし

選任理由

佐々木正博氏は、主に設計開発部門に携わり工学博士として豊富な経験と実績を有しております。また2012年6月から当社の執行役員として、新エネルギー事業本部長、技術開発センター長、経営企画室長等を歴任し、高度な執行経験を有しております。こうしたことから、当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

佐々木正博氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

にし やま よし ひろ
西山 佳宏

所有する当社株式数

0株

(1955年9月24日生)

再任 **社外** 独立



略歴、地位、担当

1978年 4月	日本鉱業(株)入社	2015年 6月	パンパシフィック・カッパー(株)代表取締役社長
2013年 4月	JX日鉱日石金属(株)常務執行役員 同社金属事業本部副本部長、企画部 管掌 パンパシフィック・カッパー(株)常務 執行役員 日韓共同製鍊(株)取締役	2016年 1月	JX金属(株)取締役常務執行役員兼金属 事業本部長
2013年 6月	JX日鉱日石金属(株)取締役兼常務執行 役員 パンパシフィック・カッパー(株)取締 役兼常務執行役員	2017年 6月	東邦チタニウム(株)代表取締役社長兼社長 執行役員
2014年 6月	JX日鉱日石金属(株)金属事業本部長 パンパシフィック・カッパー(株)取締 役副社長兼執行役員 日韓共同製鍊(株)代表取締役社長 日比共同製鍊(株)代表取締役社長	2021年 6月	東邦チタニウム(株)顧問
		2023年 6月	ソーダニッカ(株)社外取締役 (現) 当社社外取締役 (現)

重要な兼職

ソーダニッカ(株)社外取締役

選任理由および期待される役割の概要

西山佳宏氏は、他社の代表取締役を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうしたことから、経営に関して有益なアドバイスをいただけることを期待して、引き続き社外取締役候補者といたします。

なお、西山佳宏氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

西山佳宏氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

当社は西山佳宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

6

き　た　だ　い　や　え　こ
北代八重子

所有する当社株式数

0株

(戸籍名：石田 八重子)
(1970年8月18日生)

再任

社外

独立



略歴、地位、担当

2000年10月	弁護士登録	2021年 6月	(株)いなげや社外取締役（現）
2007年 1月	東京簡易裁判所司法委員	2022年 4月	第一東京弁護士会副会長
2016年 4月	東京家庭裁判所立川支部調停委員	2023年 6月	当社社外取締役（現）
2019年 6月	シチズン時計(株)社外監査役（現）		

重要な兼職

弁護士、シチズン時計(株)社外監査役、(株)いなげや社外取締役

選任理由および期待される役割の概要

北代八重子氏は、弁護士としての専門的な知識ならびに経営に関する高い見識を有しております。これらを活かして、経営に対し指導・助言をいただけることを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。

同氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての会社法務に関する幅広い知見や、他社の社外取締役の経験等から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

なお、北代八重子氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

北代八重子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

当社は北代八重子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

■役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要是、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されると、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

【ご参考】

第2号議案が承認可決された場合の経営体制は以下のとおりとなる予定であります。なお、以下の一覧表は、各役員が有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

氏名	地位および担当	属性	企業 経営	財務・ 会計	法務・ コンプ ライア ンス	リスク 管理	製造・ 技術・ 研究開 発	営業・ マーケ ティング	グロ ーバ ル	ESG
田中 信吉	代表取締役社長 販売統括		●					●	●	●
堀口 健治	取締役 兼 専務執行役員 技術・品質統括 兼 磁性部品・環境管理・安全推進担当		●					●		●
受川 修	取締役 兼 常務執行役員 財務・リスクマネジメント統括 兼 経理・内部監査担当		●	●		●			●	
佐々木 正博	取締役 兼 常務執行役員 生産・SCM統括 兼 経営企画室長 兼 人事担当		●					●		
西山 佳宏	取締役	社外 独立	●						●	
北代 八重子	取締役	社外 独立			●					
森田 俊英	常勤監査役		●			●		●	●	
二瓶 晴郷	監査役	社外 独立	●	●					●	
辻 さちえ	監査役	社外 独立		●		●				

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める常勤監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ち　　ぱ　　しょ　　じ
千葉 昌治

所有する当社株式数

2,689株

(1965年6月25日生)

略歴、地位

1988年 4月 当社入社
2010年 4月 経営企画室 企画部長
2014年 4月 経理部長

2020年 4月 執行役員
 総務部長兼法務部長
2024年 4月 執行役員（現）
 総務部長兼法務コンプライアンス担当（現）

重要な兼職

該当なし

特別の利害関係

千葉昌治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、社会経済活動の正常化が進んだことで、景気は緩やかに持ち直しの動きを見せた一方、緊迫化する国際情勢や物価上昇に伴う欧米各国による金融引き締め、中国景気低迷の長期化、さらには為替相場における大幅な円安の進行など、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループは、第16次中期経営計画（2025年3月期までの3ヶ年計画）の経営方針である「稼ぐ体質づくり」、「伸長事業拡大の布石」、「温室効果ガス排出量削減分野へのリソース配分」に基づき、消費電力を低減するパワー半導体の新製品やインドで二輪EV向けPCU（パワーコントロールユニット）を量産開始したほか、EV充電器では新シリーズ「MITUS（ミタス）」の発表や「見せない普通充電器」の販売を開始しました。このほか、ESG経営の高度化に向けてサステナビリティ推進体制を整備し、基本方針に沿って活動を展開するなど、引続き企業価値の向上と持続可能な社会の実現に向けた諸施策に取組みました。

このようななか、当連結会計年度の売上高は中国における景気低迷を主要因としてデバイス事業が大幅に減少したものの、二輪・四輪向け製品を中心に電装事業が伸長したほか、為替相場が円安基調で推移したこともあり102,261百万円（前期比1.2%増）となりました。一方、損益面では電装事業における增收効果があったものの、デバイス事業の減収が響き、営業利益は1,278百万円（前期比64.7%減）、経常利益は1,660百万円（前期比61.6%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は繰延税金資産の取り崩しや持分法適用関連会社の投資有価証券売却損を計上したことなどにより712百万円（前期は1,644百万円の利益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。前期比較につきましては、前期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。また、セグメント間の取引については相殺消去して記載しております。

【デバイス事業】

デバイス事業の売上高は32,242百万円（前期比13.4%減）、営業損失は1,193百万円（前期は2,944百万円の利益）となりました。

車載向け製品は自動車生産台数の回復を受けて増加した一方、家電・産機向け製品については中国における景気低迷や流通在庫の調整が続き大幅に減少したため、事業全体では減収となりました。損益面においては、原材料価格やエネルギーコスト高騰への対応として販売価格の適正化を進めたほか原価低減活動に努めたものの、減収影響や生産稼働率の低下、品質保証に関する費用の計上などにより減益となりました。

【電装事業】

電装事業の売上高は63,281百万円（前期比11.1%増）、営業利益は7,020百万円（前期比32.9%増）となりました。

主力の二輪向け製品はベトナムにおける景気減速の影響を受けましたが、インドネシアやインドが好調を維持し、くわえて四輪向け製品の伸長や為替相場が円安に推移したことなどもあり増収となりました。損益面においては増収および円安効果などにより増益となりました。

【エネルギー・システム事業】

エネルギー・システム事業の売上高は6,600百万円（前期比0.6%減）、営業損失は115百万円（前期は119百万円の損失）となりました。

通信インフラ向け整流装置やEV充電器が増加したものの、販売を終息させた太陽光発電向けパワーコンディショナが減少した影響により減収となりました。損益面においてはプロダクトミックスの変化などにより損失が縮小しました。

【その他】

その他の売上高は136百万円（前期比9.5%減）、営業利益は44百万円（前期比5.0%減）となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社グループの所要資金として長期借入金により8,800百万円の資金調達を実施いたしました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度は、4,591百万円の設備投資を実施いたしました。

その主なものは、デバイス事業において生産能力拡大投資や維持更新投資を実施したことや電装事業において生産能力拡大投資を実施したことなどによるものであります。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分	期 別	第98期 2020年度	第99期 2021年度	第100期 2022年度	第101期 (当連結会計年度) 2023年度
売 上 高	百万円	80,437	92,168	101,007	102,261
経常利益又は経常損失（△）	百万円	△1,164	5,828	4,326	1,660
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失（△）	百万円	△5,561	5,902	1,644	△712
1株当たり当期純利益又は 当期純損失（△）	円	△539.73	572.70	159.56	△69.08
総 資 産	百万円	127,806	135,041	138,092	144,669
純 資 産	百万円	49,413	57,229	62,539	70,917

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 決 社 権 の 比	議 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社秋田新電元	490 百万円		100.0%	電気機器の製造
株式会社東根新電元	400 百万円		100.0	電気機器の製造
株式会社岡部新電元	100 百万円		100.0	電気機器の製造
新電元エンタープライズ株式会社	50 百万円		100.0	福利厚生サービス
新電元スリーアイー株式会社	25 百万円		100.0	電気機器の製造
新電元熊本テクノリサーチ株式会社	20 百万円		100.0	ソフトウェアサービス
ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド	300,000 千THB		100.0	電気機器の製造
シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション	10,276 千USD		100.0	電気機器の製造
ピーティー・シンデンゲン・インドネシア	303,150 百万IDR		100.0	電気機器の製造・販売
シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッド	1,390 百万INR		100.0	電気機器の製造・販売
シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド	151,456 百万VND		100.0	電気機器の製造・販売
広州新電元電器有限公司	48,200 千CNY		100.0	電気機器の製造・販売
シンデンゲン(タイランド)カンパニー・リミテッド	102,000 千THB		100.0	電気機器の製造・販売
新電元(上海)電器有限公司	33,153 千CNY		100.0	電気機器の販売
シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド	1,000 千USD		100.0	電気機器の販売
新電元(香港)有限公司	1,500 千HKD		100.0	電気機器の販売
シンデンゲン・ユーケー・リミテッド	141 千EUR		100.0	電気機器の販売
シンデンゲン・シンガポール・ピータリーイー・リミテッド	108 千USD		100.0	電気機器の販売

(4) 対処すべき課題

① 経営理念と企業ミッション

当社グループは、経営理念に「社会と共に、顧客と共に、従業員と共に、成長する企業」と掲げ、日々の事業活動を行っています。「エネルギーの変換効率を極限まで追求することにより、人類と社会に貢献する」という企業ミッションのもと、半導体技術、回路技術、実装技術をあわせ持つ製造企業として、これらの技術を融合し、発展・応用させていくことで、脱炭素社会実現の一翼を担う製品を創造してまいります。

② 経営環境及び対処すべき課題等

昨今、市場のニーズや価値観が多様化する一方、地球温暖化など気候変動や、資源枯渇といった地球規模で進行しつつある社会的課題は、市場経済にも影響を及ぼし始めています。このような状況下、当社が果たすべき役割を土台に、企業として“ありたい姿”を定めた長期的な経営ビジョンを策定し、それらに紐づく施策を中期経営計画や年次経営計画と連動させることで、中長期にわたる持続的な成長サイクルを確立してまいります。

□長期ビジョン2030

当社グループは、時代に適合した製品ポートフォリオを構築し、社会的課題の解決に貢献することが、持続可能性（サステナビリティ）が要求される現代において企業価値の向上に資するものと考えております。

これらを踏まえ、以下の通り2030年度を見据えた長期ビジョンを策定いたしました。

<長期ビジョン2030 ありたい姿>

革新的な技術によって地球環境に配慮した先進的なソリューションを生み出して持続可能な社会に貢献し、あらゆるステークホルダーから必要とされ続けるパワーエレクトロニクスカンパニー

長期的な観点で、「脱炭素社会のキーパーツとなるパワーデバイス」「ヒトと環境の未来を託されるモビリティソリューション」「全事業のコア技術を融合した環境ソリューション」を創出し、環境貢献をより重視した製品ポートフォリオを継続的に整備してまいります。あわせて、持続的成長の前提となる安定的な経営基盤を構築するために資本効率を重視し、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の最適配分を進めてまいります。

□第16次中期経営計画

2022年度から2024年度までの3ヶ年を期間とする「第16次中期経営計画」では、経営方針として「長期ビジョンの実現に向けた基盤づくり」と定め、主要テーマを「稼ぐ体質づくり」「伸長事業拡大の布石」「温室効果ガス排出量削減分野へのリソース配

分」とすることで、「長期ビジョン2030」で掲げるありたい姿に向け、事業の成長とサステナビリティを統合した製品ポートフォリオへの転換を促進してまいります。

経営方針の実現に向けて、各施策の遂行にあたっては、デジタルトランスフォーメーションを広く活用してまいります。

<2024年度の経営目標（連結）>

- ・売上高 1,180億円
- ・営業利益率 6.6%
- ・ROE 8.3%
- ・ROA 3.5%

- ・設備投資額（3ヶ年累計） 220億円
- ・研究開発費（3ヶ年累計） 180億円

□進捗と課題

2023年度は中期経営計画で掲げる経営方針の3つの主要テーマに基づき、消費電力を低減するパワー半導体の新製品やインドで二輪EV向けPCU（パワーコントロールユニット）を量産開始したほか、EV充電器の新シリーズ「MITUS（ミタス）」の発表や「見せない普通充電器」の販売を開始しました。このほか、ESG経営の高度化に向けてサステナビリティ推進体制を整備し、基本方針に沿って活動を展開するなど、引き続き企業価値の向上と持続可能な社会の実現に向けた諸施策に取組みました。

一方、中国における景気低迷を主要因としてデバイス製品の需要が大幅に減少したほか原材料価格やエネルギーコスト高騰の影響をうけ、売上高、営業利益率、ROEならびにROAについて2024年度経営目標値の達成は厳しい状況となっており、2024年度の経営目標は以下の通り見直しました。

<2024年度の経営目標（連結）>

- ・売上高 1,066億円
- ・営業利益率 2.3%
- ・ROE 2.1%
- ・ROA 1.9%

当社グループでは第16次中期経営計画の最終年度にあたる2024年度において、「長期ビジョン2030」の実現に向けて事業ポートフォリオの最適化を進めるなかで、特にデバイス事業は伸長が見込まれるモビリティ分野を重点市場と位置付け、販売を拡大するとともに、収益基盤の立て直しを図るべく生産・物流・販売レイアウトの適正化やコスト上昇に伴う販売価格の見直し、原価低減活動などを推進してまいります。くわえて、成長が見込まれる分野・地域に対しては経営リソースを集中させ、事業や技術の可能性を追求してまいります。とりわけインドをメインのターゲットとし、現地法人であ

るシンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッドの生産性向上と営業活動を強化するほか、事業シナジーの創出による製品開発や市場のニーズに対応した製品の生産・販売に注力してまいります。これらを含む諸施策を確実に実行することにより、2025年度からスタートする第17次中期経営計画につなげてまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは電気機械器具の製造・販売を主要な事業としており、主な製品は次のとおりであります。

事 業 区 分	製 品 名
デ バ イ ス	一般整流ダイオード、ブリッジダイオード、高速整流ダイオード、サイリスタ、サイダック、パワーMOSFET、パワーIC、パワーモジュール
電 装	二輪車用ECUおよびPCU、二輪車用レギュレータ/レクチファイア、二輪車用点火装置、四輪車用DC/DCコンバータ、四輪車用ECU、発電機用インバータ
エ ネ ル ギ 一 シス テ ム	通信機器用電源装置、蓄電システム、EV急速充電器・普通充電器
そ の 他	ソレノイド

(6) 主要な営業所および工場（2024年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
	国 内	大阪支店（大阪府大阪市） 名古屋支店（愛知県名古屋市） 朝霞事業所（埼玉県朝霞市）
	海 外	ソウル営業所（大韓民国）
子 会 社	国 内	株式会社秋田新電元（秋田県由利本荘市） 株式会社東根新電元（山形県東根市） 株式会社岡部新電元（埼玉県深谷市） 新電元エンタープライズ株式会社（埼玉県朝霞市） 新電元スリーイー株式会社（埼玉県飯能市） 新電元熊本テクノリサーチ株式会社（熊本県菊池郡菊陽町）
	海 外	ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド（タイ王国） シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション（フィリピン共和国） ピーター・シンデンゲン・インドネシア（インドネシア共和国） シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッド（インド共和国） シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド（ベトナム社会主義共和国） 広州新電元電器有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド（タイ王国） 新電元（上海）電器有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド（米国） 新電元（香港）有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン・ユーケー・リミテッド（英国） シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（シンガポール共和国）

(7) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
デバイス事業	2,799 (134)	166名減 (2名増)
電装事業	1,926 (1,264)	101名増 (101名増)
エネルギー・システム事業	262 (110)	1名減 (22名減)
全社共通	289 (30)	22名減 (5名増)
合計	5,276 (1,538)	88名減 (86名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
 2. 臨時従業員には、パートタイマーや契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。
 3. 全社共通として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

※ 当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。前期比較につきましては、前期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,013名 (120)	17名増 (17名増)	43.10歳	17.00年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員は（ ）内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
 2. 臨時従業員には、パートタイマーや契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	12,440百万円
株式会社三井住友銀行	6,240
株式会社埼玉りそな銀行	4,890
株式会社三菱UFJ銀行	3,645

(注) 上記には、シンジケートローンによる借入額が一部含まれております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、ナピーノ・オート・アンド・エレクトロニクス・リミテッド（持分法適用関連会社）の当社が保有する全株式について、2023年6月8日に譲渡いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	31,000,000株
	A種優先株式	5,000,000株
	B種優先株式	5,000,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	10,338,884株
	A種優先株式	—
	B種優先株式	—
③ 株主数	普通株式	10,821名
	A種優先株式	—
	B種優先株式	—
④ 大株主 (上位10名)		

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	1,336千株	12.96%
日本マスター・トラスト 信託銀行株式会社(信託口)	875	8.48
中 央 日 本 土 地 建 物 株 式 会 社	502	4.87
株式会社日本カストディ銀行 (みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口)	356	3.46
朝 日 生 命 保 險 相 互 会 社	325	3.16
新 電 元 工 業 協 力 会 社 持 株 会	277	2.70
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	221	2.15
新 電 元 工 業 従 業 員 持 株 会	210	2.04
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	206	2.00
損 害 保 險 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	200	1.94

(注) 持株比率は自己株式(普通株式26,072株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取 (社 外 取 締 役 を 除 く)	当社普通株式 3,906株	4名

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

- ① 取締役および監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における位地	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中信吉	販売統括
取締役 兼専務執行役員	堀口健治	技術・品質統括 兼 磁性部品・環境管理・安全推進担当
取締役 兼常務執行役員	受川修	財務・リスクマネジメント統括 兼 経理・内部監査担当
取締役 兼常務執行役員	佐々木正博	生産・SCM統括 兼 経営企画室長 兼 人事担当
取締役	西山佳宏	ソーダニッカ株式会社 社外取締役
取締役	北代八重子	弁護士 シチズン時計(株) 社外監査役 (株)いなげや 社外取締役
常勤監査役	森田俊英	
監査役	二瓶晴郷	(株)JCU 社外監査役
監査役	辻さちえ	公認会計士 (株)ビズサブリ 代表取締役 SBSホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員) 大塚ホールディングス(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役西山佳宏氏および取締役北代八重子氏の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役二瓶晴郷氏および監査役辻さちえ氏の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役西山佳宏氏、取締役北代八重子氏、並びに監査役二瓶晴郷氏、監査役辻さちえ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役二瓶晴郷氏は、金融機関における国際業務を含めた長年にわたる実務経験があり、監査役辻さちえ氏は公認会計士としての専門的な知識・経験があり、両氏共、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

(1)被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役および執行役員。

(2)保険契約の内容の概要

被保険者が(1)の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

③ 取締役および監査役の報酬等

(1)当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非報酬	金銭等	
取締役 (うち社外取締役)	134百万円 (14)	112百万円 (14)	— (—)	22百万円 (—)		10名 (4)
監査役 (うち社外監査役)	43 (17)	43 (17)	— (—)	— (—)		5 (3)
合計 (うち社外役員)	178 (31)	155 (31)	— (—)	22 (—)		15 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額22百万円（取締役（社外取締役を除く）4名22百万円）であります。
3. 上記のほか2008年6月27日開催の第84回定時株主総会決議に基づき、2023年6月29日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した役員に対し、役員退職慰労金打切り支給額を以下のとおり支給しております。
・退任監査役 1名 6百万円（うち社外監査役 1名 6百万円）

(2)取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議について、取締役の金銭報酬の限度額は、1989年3月30日開催の第64回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名です。

また別枠で、譲渡制限付株式報酬の限度額は、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は、4名です。

監査役の金銭報酬の限度額は、1994年6月29日開催の第70回定時株主総会において

月額6百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を含む）の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬で構成し、金銭報酬は基本報酬（固定報酬）と中長期および年度の業績等に応じた変動報酬（業績連動報酬）等で構成する。

b. 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、株主総会で決議された上限額（月額25百万円以内）の範囲内において、役位等を基にして月額基準を定めた内規に従い、指名・報酬委員会の答申を基に取締役会にて決定するものとする。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、b項基本報酬（固定報酬）と合わせ、株主総会で決議された上限額（月額25百万円以内）の範囲内において、中長期および年度の業績等を反映した金銭報酬とし、指名・報酬委員会の答申を基に取締役会にて決定するものとする。

業績連動報酬等は、短期的な業績指標、中期的な業績指標、長期的且つESG視点の指標を組み合わせ、役位等に応じて報酬金額に反映させるものとする。

なお、業績不振の場合には、別途報酬カットを実施する場合がある。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、株主総会で決議された上限額（年額60百万円以内）の範囲内において、役位等を基にして月額基準を定めた内規に従い、報酬の一部を譲渡制限付株式として付与するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、役位等を基にして月額基準を定めた内規に従い、指名・報酬委員会の答申を基に取締役会にて決定するものとする。

(4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については業績連動部分の評価について指名・報酬委員会の審議結果を取締役会にて審議した上で、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的な内容について委任をうけるものとする。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役西山佳宏氏は、ソーダニッカ株式会社の社外取締役を兼務しております。ソーダニッカ株式会社と当社との間には、取引関係はありません。

取締役北代八重子氏は、シチズン時計株式会社の社外監査役、および株式会社いなげやの社外取締役を兼務しております。シチズン時計株式会社、および株式会社いなげやと当社との間には、取引関係はありません。

監査役二瓶晴郷氏は、株式会社JCUの社外監査役を兼務しております。株式会社JCUと当社との間には、取引関係はありません。

監査役辻さちえ氏は、株式会社ビズサプリの代表取締役、SBSホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）、および大塚ホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。株式会社ビズサプリ、SBSホールディングス株式会社、および大塚ホールディングス株式会社と当社との間には、取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会は13回開催され、取締役西山佳宏氏が10回、取締役北代八重子氏が10回出席し、それぞれ専門的な立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役二瓶晴郷氏が13回、監査役辻さちえ氏が13回出席し、専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

・監査役会への出席状況および発言状況

監査役会は12回開催され、監査役二瓶晴郷氏が12回、監査役辻さちえ氏が12回出席し、それぞれ監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 取締役西山佳宏氏および北代八重子氏は、2023年6月29日開催の第99回定時株主総会において選任されたため、出席すべき取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。西山佳宏氏および北代八重子氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役西山佳宏氏および北代八重子氏、並びに監査役二瓶晴郷氏および辻さちえ氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

名 称	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
EY新日本有限責任監査法人	76百万円	76百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、会社法に基づく監査以外の業務である「英文財務諸表の監査」等を委託しております。
3. 監査役会は、会計監査人から提出を受けた監査計画の内容及び監査報酬の見積り根拠、従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況、監査報酬の推移、取締役その他社内関係部署からの報告を踏まえ、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
4. 当社の子会社には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（当該法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けているものがあります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、監査役会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会における決議により、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を定めております。

当該基本方針の内容は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- (1) 取締役及び使用人の法令を遵守する基盤として、「新電元グループ行動指針」を定め、周知徹底を図ります。
- (2) 取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
- (3) 執行役員制度により、取締役の職務執行(意思決定・監督)機能と執行役員の職務執行(業務執行)機能とを分離し、適正かつ効率的な業務執行を図るとともに、取締役の監視機能を強化します。
- (4) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- (5) 内部監査部門により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視します。
- (6) 内部通報制度(企業倫理ホットライン/社内及び社外の相談窓口)により、法令違反等を未然に防ぐ体制を整備します。受け付けた通報は、通報検討委員会にて内容を精査し、調査及び再発防止の徹底を図ります。
- (7) 内部通報制度により、内部通報を行った者が、通報等をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制をとります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、通達文書等取締役の職務執行に係る情報については、文書規定の定めるところに従い文書又は電磁的媒体にて適切に保存・管理する一方で、漏洩等の危険に対して都度必要な措置を講じるとともに、必要かつ正当な関係者が閲覧できる体制を整備します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- (1) 会社における個々の損失の危険(環境、災害、品質、輸出管理等のリスク)については、それぞれのリスクを管理する取締役の指示のもと、対応部署が各規定・規則類の整備を行い、予防及び事後対応策の検討並びに実行、教育、監査等の活動を行います。
- (2) 個々のリスクに対し必要に応じ組織横断的な専門委員会を設置し、上記同様の運用を行います。
- (3) 内部監査部門により、企業集団におけるリスク・マネジメントが有効に機能しているか、マニュアルを制定し、その実行状況を監視します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制について

- (1) 取締役の担当区分を定め、その職務の遂行が効率的に行われる体制をとります。
- (2) 執行役員への権限委譲により業務執行のスピードアップを図り、取締役会は意思決定及び監督機能に注力します。
- (3) 達成すべき目標として中期経営計画を定め、当該年度の経営方針に沿った年次計画を策定するとともに、事業部門等の業務目標を設定し、実施すべき具体的な施策を実行します。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「新電元グループ行動指針」の周知徹底を図ります。
- (2) 子会社管理規定の定めるところに従い、各事業部門及び各種委員会を通じて、子会社は親会社が必要とする資料提出等により、業務及び財務の状況、事業計画に対する進捗等の報告を行うことで、グループ一体となった運営を行います。
- (3) 各子会社の機関決定に関わるルールの明確化を図ります。
- (4) 監査役は、独立した立場から、子会社について、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査職務を遂行します。
- (5) 企業集団としての内部通報制度(企業倫理ホットライン)により、子会社における法令違反等を未然に防ぐ体制をとります。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項について
　　監査役の職務を補助する機関として専任の監査役付を置き、適切な人材を配置します。

- ⑦ 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項について
補助使用者の適切な職務の遂行のため、補助使用者の人事考課及び人事異動については監査役監査基準(規定)の定めるところに従い、監査役の同意をもって決定します。
- ⑧ 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について
取締役及び使用者は、監査役に対して法定の事項に加え、当社及び関係会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況(守秘義務に配慮)、あらかじめ監査役と協議して定めたその他の報告事項等について適宜報告します。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
(1) 代表取締役と監査役は、相互の意識向上を図るため、定期的な会合をもちます。
(2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
(3) 監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、会計監査人等の外部専門家と連携を図れる体制をとります。
(4) 監査役の職務遂行上必要な費用について、監査役が前払または償還を請求したときは、当該費用が必要でないと認められた場合を除き、請求に従い必要な支払を行います。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
(1) 市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらにそれらからの要求を断固拒否します。
(2) 総務部が対応統括部署となり関係機関等と緊密に連携し助言、指導を受ける他、「対応マニュアル」を定め、体制を整備しています。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是、以下の通りであります。

- ① 内部統制システムについて
コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムに関して、内部監査部門により当社グループの整備方針・計画の実行状況について内部監査を実施し、取締役会および監査役会への定期報告を実施いたしました。またコンプライアンス委員会およびコンプライアンス部門にて関連規定を整備し、当社グループのコンプライアンスに関する課題に対応するとともに、問題発生の未然防止に努めております。

② リスク・マネジメント体制について

損失の危険(環境、災害、品質、輸出管理等のリスク)については、それぞれのリスク管理対応部署により規定・規則類の整備を行い、リスクの評価・予防、施策の実行、教育および監査等の活動を実施いたしました。

企業集団におけるリスク・マネジメントについては、当社グループ各社のセルフ・アセスメントおよび内部監査部門による内部監査により監視を実施しております。

③ 子会社経営管理について

当社「子会社管理規定」に基づき、各事業部門および各種委員会は、子会社の資料提出等により、業務・財務の状況、事業計画の進捗等の報告を受けております。

④ 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を13回実施し、法令、定款および取締役会規定に定められた経営上重要な事項の決定および職務執行の監督を実施しました。

⑤ 監査役の職務遂行について

当事業年度において、監査役会を12回実施し、取締役の職務執行の監査を実施しました。監査役は、取締役および使用人から法定の事項、経営上の重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況等の報告を受けております。

また監査役の機能強化のため、業務執行から独立した専任の使用人が監査役の業務の補助にあたっております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、当社の財務および事業の方針を支配する者については、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき決定されることが基本であると考えます。また、当社株式に対して特定の者から大量買付行為が為された場合、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの適切なご判断を行うためには、買付者および当社取締役会双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。従って、当社株式に対する大量買付行為が合理的なルールに従って行われるべき体制を整えておくことが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考えます。

一方、大量買付行為の中には、株主の皆様に株式の売却を強要する仕組みを有するものや、当社に回復し難い損害を与えるおそれのあるものなど、株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえない。当社は、このような買付行為またはこれに類する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を支配する者としては不適切であり、当社の財務および事業の方針を支配する者は、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益の確保・向上のため、中長期の視点に立ち、安定的な経営体制を堅持する者でなければならないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

(1) 中期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、持続的に成長していくことに主眼をおき、2030年度を見据えた「長期ビジョン2030」を掲げ、2024年度までの「第16次中期経営計画」の方針として「長期ビジョンの実現に向けた基盤づくり」と定めました。当方針のもと、主要テーマを「稼ぐ体質づくり」「伸長事業拡大の布石」「温室効果ガス排出量削減分野へのリソース配分」とすることで、事業の成長とサステナビリティを統合した製品ポートフォリオへの転換を促進し、価値ある企業を目指してまいります。

(2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、2007年5月30日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」の導入を決議し、2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

さらに、2010年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役会での検討期間の延長期間の短縮や対抗措置の発動要件に株主の皆様のご承認を加える等の一部の修正を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

2013年6月27日開催の第89回定時株主総会において、同一の内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

また、2016年6月29日開催の第92回定時株主総会において、対抗措置の内容を新株予約権の無償割当てに限定し、さらに本プランがよりわかりやすいものとなるよう、字句の整備、表現等の変更を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

そして、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において、一部の文言を修正した内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

さらに、2022年6月29日開催の第98回定時株主総会において、取締役会の恣意的判断を排除することを明確化するため、独立委員会を新たに設置し、その勧告を最大限尊重する仕組みとする等、プランの一部を変更した内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応方針では、大量買付行為が行われようとする際に、当社取締役会は大量買付者に対して情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合、または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（東京高裁が濫用的買収として例示した4類型および高圧的2段階買収）であると当社取締役会が判断した場合には、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。なお、対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会による検討、交渉、意見形成および代理案立案と並行して、独立委員会は対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。また、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

本方針の詳細に関しては、当社ウェブサイト
(<https://www.shindengen.co.jp/ir/>) に掲載しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	144,669	(負債の部)	73,752
流動資産	89,095	流動負債	31,110
現金及び預金	26,340	支払手形及び買掛金	16,402
受取手形及び売掛金	18,066	短期借入金	6,355
商品及び製品	11,905	1年内償還予定の社債	1,025
仕掛品	6,679	リース債務	445
原材料及び貯蔵品	19,899	未払法人税等	472
その他の	6,228	賞与引当金	839
貸倒引当金	△25	その他の	5,570
固定資産	55,573	固定負債	42,641
有形固定資産	35,121	社債	1,325
建物及び構築物	16,683	長期借入金	29,225
機械装置及び運搬具	9,188	リース債務	527
土地	4,256	繰延税金負債	3,761
リース資産	606	退職給付に係る負債	5,694
建設仮勘定	2,063	製品保証引当金	1,207
その他の	2,324	資産除去債務	860
無形固定資産	614	その他の	39
ソフトウエア	579	(純資産の部)	70,917
その他の	35	株主資本	53,970
投資その他の資産	19,837	資本金	17,823
投資有価証券	18,473	資本剰余金	7,732
繰延税金資産	324	利益剰余金	28,510
退職給付に係る資産	145	自己株式	△95
その他の	935	その他の包括利益累計額	16,946
貸倒引当金	△41	その他有価証券評価差額金	6,627
資産合計	144,669	為替換算調整勘定	3,347
		退職給付に係る調整累計額	6,971
		負債及び純資産合計	144,669

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年 4月 1日)
(至 2024年 3月 31日)

(単位:百万円)

科 目		金額
売 売 上 原 高 価		102,261
売 売 上 原 高 価		87,213
売 売 上 総 利 益		15,047
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,768
営 業 利 益		1,278
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		275
受 取 配 当 金		465
雜 収 益		310
営 業 外 費 用		1,051
支 払 利 息		290
雜 損 失		380
經 常 利 益		670
特 別 利 益		1,660
投 資 有 価 証 券 売 却 益		294
特 別 損 失		294
減 損 失		151
投 資 有 価 証 券 売 却 損		296
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		447
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,506
過 年 度 法 人 税 等		1,596
法 人 税 等 調 整 額		149
當 期 純 損 失		472
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		2,219
		712
		712

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年 4月 1日)
(至 2024年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	17,823	7,733	30,563	△109	56,010
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△1,340		△1,340
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			△712		△712
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△1		14	12
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△1	△2,052	13	△2,040
当 期 末 残 高	17,823	7,732	28,510	△95	53,970

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 額 累 計	そ の 他 の 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	2,559	893	3,076	6,528	62,539
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△1,340
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益					△712
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					12
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	4,068	2,454	3,895	10,418	10,418
当 期 変 動 額 合 計	4,068	2,454	3,895	10,418	8,377
当 期 末 残 高	6,627	3,347	6,971	16,946	70,917

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		112,058	(負 債 の 部)	68,371
流動資産	現受電子	62,079	流動負債	24,289
現 受 金	金 取 手 記 錄	13,133	電 子 記 錄	1,802
金 及 び 預 金	手 記 錄	7	買 掛	7,802
預 金	掛 借	1,793	短 期 借 入 金	6,355
形 権 金	掛 借	17,814	1 年 内 債 還 予 定 の 社 債	1,025
品 品	製	7,586	未 払 金	1,513
料 品	掛 借	827	未 払 法 人 税	132
用 品	費	8,930	未 払 費 用	308
其 他	費	951	預 賞 金	4,397
金	付	120	与 引 金	423
等	金	1,470	一 斯 金	120
其 他	入 税	5,128	の の 他	408
金	税	4,294	固 定 負 債	44,082
其 他	引 当	26	社 長 期 借 入 金	1,325
金		△5	一 繰 代 金	29,225
49,979			延 累 税 金	148
固 定 資 産			退 職 給 付 金	2,959
有 形 固 定 資 産		14,568	製 品 保 証 金	8,524
建 構 物	築 び	10,708	資 産 除 去 債 务	1,207
機 械 及 び	装 備	570	(純 資 産 の 部)	43,687
車 工 具	運 具	1,088	株 主 資 本	37,061
土 地	資 勘	0	資 本 金	17,823
建 設 施 基	資 勘	641	資 本 剰 余 金	7,732
無 形 固 定 資 産	入 工	1,022	資 本 準 備 金	6,031
電 話 フ ソ そ	權 ト の	234	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,700
ソ そ	ア ウ	302	利 益 剰 余 金	11,601
投 資 そ の 他 の 資 産		511	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,601
投 資 有 価 証 券		18	繰 越 利 益 剰 余 金	11,601
関 係 会 社		486	自 己 株 式	△95
出 資		7	評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,626
関 係 会 社	出 資	34,899	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,626
長 期 貸 付		16,944		
長 期 前 払 費		9,336		
そ 貸 倒 引 当		0		
		1,688		
		6,493		
		49		
		0		
		428		
		△41		
資 产 合 計		112,058	負 債 及 び 純 資 産 合 計	112,058

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2023年 4月 1日)
(至 2024年 3月 31日)

(単位:百万円)

科 目		金額
売 売 上 原 価	高 価	80,574
売 売 上 原 価	原 価	75,010
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	上 総 利 益	5,563
營 業 損 失		9,471
營 業 外 収 益		3,907
受 取 利 息 及 び 配 当 金		1,877
雜 収 益		1,247
營 業 外 費 用		3,124
支 払 利 息		292
雜 損 失		541
經 常 損 失		834
特 別 利 益		1,617
関 係 会 社 株 式 売 却 益		1,948
投 資 有 価 証 券 売 却 益		294
特 別 損 失		2,242
減 損 損 失		151
關 係 会 社 支 援 損		129
稅 引 前 当 期 純 利 益		280
法 人 稅 、 住 民 稅 及 び 事 業 稅		344
過 年 度 法 人 稅 等		526
法 人 稅 等 調 整 額		76
當 期 純 損 失		953
		1,555
		1,211

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年 4月 1日)
(至 2024年 3月 31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金							
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	17,823	6,031	1,702	7,733	14,153	14,153	△109	39,600			
当期変動額											
剰余金の配当					△1,340	△1,340			△1,340		
当期純利益					△1,211	△1,211			△1,211		
自己株式の取得								△0	△0		
自己株式の処分			△1	△1				14	12		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	△1	△1	△2,551	△2,551	13	△2,539			
当期末残高	17,823	6,031	1,700	7,732	11,601	11,601	△95	37,061			

	評価・換算差額等 その他の有価証券評価差額金	純資産合計
当期首残高	2,558	42,159
当期変動額		
剰余金の配当		△1,340
当期純利益		△1,211
自己株式の取得		△0
自己株式の処分		12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,067	4,067
当期変動額合計	4,067	1,528
当期末残高	6,626	43,687

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

新電元工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 立石康人
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 山川幸康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新電元工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新電元工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

新電元工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 立石康人
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山川幸康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新電元工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下とのおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、往査或いはインターネット等を経由した手段も活用しながら、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、監査上の主要な検討事項についても監査実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

新電元工業株式会社 監査役会

常勤監査役 森田俊英

監査役二瓶晴郷

監査役辻さちえ

(注) 監査役二瓶晴郷及び監査役辻さちえは、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場

TKPガーデンシティPREMIUM池袋

東京都豊島区南池袋1-16-15 ダイヤゲート池袋 4F

交 通

西武池袋線
JR山手線
東京メトロ 有楽町線
丸ノ内線
副都心線

池袋駅 西武南口 徒歩1分

池袋駅 東口 徒歩5分



ユニバーサルデザイン (UD) の
考え方に基づいた見やすいデザイン
の文字を採用しています。



ミックス
紙 | 貢献ある森林
管理を支えています
www.fsc.org
FSC® C013080

